

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和2年2月の特別区長会において、令和2年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険法施行令の改正が行われたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 保険料賦課限度額の改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

2 改正の内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の7.25」を「100分の7.14」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.24」を「100分の2.29」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「12,300円」を「12,900円」に改める。また、賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

- (ア) 所得割 「100分の1.62」を「100分の1.98」に改める。また、賦課割合について「100分の54に相当する額」を「100分の56に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 賦課割合について「100分の46に相当する額」を「100分の44に相当する額」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

- (ア) 第1号減額（7割減額）
後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「8,610円」を「9,030円」に改める。
- (イ) 第2号減額（5割減額）
後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「6,150円」を「6,450円」に改める。
- (ウ) 第3号減額（2割減額）
後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,460円」を「2,580円」に改める。

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額【第15条の8、第16条の5、第19条の2】

- (ア) 基礎賦課額に係る賦課限度額について「610,000円」を「630,000円」に改める。
- (イ) 介護納付金に係る賦課限度額について「160,000円」を「170,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の判定基準をつぎのとおり改める。

- (ア) 5割軽減
軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 280,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 285,000円 × 被保険者数」に改める。
- (イ) 2割軽減
軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 510,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 520,000円 × 被保険者数」に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 保険料率等改正内容一覧

保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	7.25/100	7.14/100	0.11/100
	被保険者均等割額	39,900円	39,900円	据え置き
	賦課限度額	610,000円	630,000円	20,000円
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	2.24/100	2.29/100	0.05/100
	被保険者均等割額	12,300円	12,900円	600円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	据え置き
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	54：46	56：44	
	所得割料率	1.62/100	1.98/100	0.36/100
	被保険者均等割額	15,600円	15,600円	据え置き
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.49/100	9.43/100	0.06/100
	被保険者均等割額	52,200円	52,800円	600円
	賦課限度額	800,000円	820,000円	20,000円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	11.11/100	11.41/100	0.30/100
	被保険者均等割額	67,800円	68,400円	600円
	賦課限度額	960,000円	990,000円	30,000円

保険料の減額（均等割）一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	27,930円	27,930円		11,970円（11,970円）
	均等割額 5割減額	19,950円	19,950円		19,950円（19,950円）
	均等割額 2割減額	7,980円	7,980円		31,920円（31,920円）
支援金分	均等割額 7割減額	8,610円	9,030円	420円	3,870円（3,690円）
	均等割額 5割減額	6,150円	6,450円	300円	6,450円（6,150円）
	均等割額 2割減額	2,460円	2,580円	120円	10,320円（9,840円）
介護分	均等割額 7割減額	10,920円	10,920円		4,680円（4,680円）
	均等割額 5割減額	7,800円	7,800円		7,800円（7,800円）
	均等割額 2割減額	3,120円	3,120円		12,480円（12,480円）

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7割減額	36,540円	36,960円	420円	15,840円（15,660円）
	均等割額 5割減額	26,100円	26,400円	300円	26,400円（26,100円）
	均等割額 2割減額	10,440円	10,560円	120円	42,240円（41,760円）
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7割減額	47,460円	47,880円	420円	20,520円（20,340円）
	均等割額 5割減額	33,900円	34,200円	300円	34,200円（33,900円）
	均等割額 2割減額	13,560円	13,680円	120円	54,720円（54,240円）

5 令和2年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増減（前年度比）
基礎分・支援金分	125,174円	126,202円	1,028円（0.82%増）
基礎分・支援金分・介護分	158,724円	162,152円	3,428円（2.16%増）

6 令和2年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり

令和2年度国民健康保険料試算（年額）

① 年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
令和2年度	15,840	15,840	86,561	191,421	269,219	348,431	428,586	508,740	591,724	681,309
差額	180	180	198	▲ 282	▲ 776	▲ 1,280	▲ 1,790	▲ 2,301	▲ 2,829	▲ 3,399
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

② 年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳) + 配偶者(65歳・収入なし)】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
令和2年度	31,680	31,680	97,121	244,221	322,019	401,231	481,386	561,540	644,524	734,109
差額	360	360	318	318	▲ 176	▲ 680	▲ 1,190	▲ 1,701	▲ 2,229	▲ 2,799
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—

③ 給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳※)のみ】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	20,340	36,122	166,679	244,449	326,663	415,543	504,423	597,747	697,737	797,727
令和2年度	20,520	36,482	169,949	249,819	334,253	425,533	516,813	612,657	715,347	818,037
差額	180	360	3,270	5,370	7,590	9,990	12,390	14,910	17,610	20,310
均等割軽減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 給与所得者(65歳未満) 2人世帯【世帯主(40歳※) + 配偶者(40歳※・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	40,680	70,022	207,359	312,249	394,463	483,343	572,223	665,547	765,537	865,527
令和2年度	41,040	70,682	210,989	318,219	402,653	493,933	585,213	681,057	783,747	886,437
差額	360	660	3,630	5,970	8,190	10,590	12,990	15,510	18,210	20,910
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

⑤ 給与所得者(65歳未満) 3人世帯【世帯主(40歳※) + 配偶者(40歳※・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	56,340	96,122	249,119	364,449	446,663	535,543	624,423	717,747	817,737	917,727
令和2年度	56,880	97,082	253,229	371,019	455,453	546,733	638,013	733,857	836,547	939,237
差額	540	960	4,110	6,570	8,790	11,190	13,590	16,110	18,810	21,510
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

⑥ 給与所得者(65歳未満) 3人世帯【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
平成31年度	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
令和2年度	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
差額	540	888	906	846	402	▲ 78	▲ 558	▲ 1,062	▲ 1,602	▲ 2,142
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

◇：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

※：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の7.25</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき39,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>所得割 <u>100分の7.14</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>被保険者均等割 被保険者1人につき39,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎの</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎの</p>

とおりとする。

所得割 100分の2.24(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき12,300円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の1.62(介護納付金賦課総額の100分の54に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た

とおりとする。

所得割 100分の2.29(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき12,900円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の1.98(介護納付金賦課総額の100分の56に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た

額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、160,000円を超えることができない。

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)

額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、170,000円を超えることができない。

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)

第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他

第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,930円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,610円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、280,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,950円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,150円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,930円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,030円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,950円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,450円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額

が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、510,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,980円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,460円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

付 則 [略]

が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,980円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,580円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5および第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。